

まちかどチャームング賞（第9回）実施要領（案）

1. 趣旨

尼崎市では、昭和60年に「尼崎市都市美形成基本計画」を策定し、積極的に都市美行政に取り組んできたが、平成21年に中核市へ移行し、景観法を活用して主体的に景観行政に取り組むべき景観行政団体となったことから、この基本計画を見直し、より実効性のある計画・制度とするため、平成23年に景観法に基づく景観計画として「尼崎市都市美形成計画」を策定した。

現在、この都市美形成計画に基づき「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を目指し、都市美誘導の基本的な考え方として、用途地域による景観類型別の誘導、都市美誘導の重点化、アイレベルからの景観の重視、屋外広告物の規制誘導との連携、協働による景観づくりの5点を掲げ、取組を進めている。

こうした中、都市美に対する市民の意識の高揚と、都市全体と地域それぞれの魅力の向上を目的に、都市美の形成に著しく寄与すると認められる優れた建築物等の作品や活動について、昭和61年度から概ね5年に一度「まちかどチャームング賞」として45件を表彰してきた。

今回は、産業都市として発展してきた本市の市制100周年に実施することとなることから、従来の3部門に「産業のまち部門」を加え、これまで受賞作品の少ないものづくり企業等の都市美形成の取組も対象とする。

2. 応募

応募 対象	尼崎市に立地する建築物等や市内での活動を対象とし、次の賞を設ける。		
	部 門	対 象	表彰者
	まちなみ建造物部門	尼崎市内で概ね10年以内に完成したまちなみと調和した建築物等(建築物、工作物、緑化、広場、屋外広告物等)及び歴史的まちなみの維持、保全に寄与する建築物等	所有者 設計者 施工者
	まちかどスポット部門		
	都市美形成活動部門	尼崎市内で都市美形成に寄与している活動を自主的に行っている団体	団体
産業のまち部門	尼崎市内で、公道等から見える質の高いデザインの建物や沿道緑化の積極的な取組みなど、景観に寄与している工場や研究所、物流倉庫等	所有者 設計者 施工者	
過去にまちかどチャームング賞を受賞したものは対象としない。			

応募方法	必要事項を記入した応募用紙での応募とする。E-mail またはFAX若しくは郵送での受付とし、窓口への持参による受付も行う。 また、尼崎市のホームページにも応募要領を掲載し、応募用紙をダウンロードできるようにする。なお、各種関係団体への周知にも努める。
応募期間	平成28年6月頃から8月頃
応募資格	応募者の居住地は、市内外を問わない。誰でも何点でも応募できるが、応募用紙1枚につき1件の応募とする。

3. 選考

	部 門	選 考 基 準
選考基準	まちなみ建造物部門	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインや外観に工夫があり、まちの景観を先導しているもの。 ・緑地や広場を設け、一般に開放し、魅力ある景観をつくり出しているもの。 ・歴史的なまちなみの維持、保存に寄与しているもの。 ・歴史的なまちなみと調和しているもの。
	まちかどスポット部門	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインや外観に工夫があり、市民に身近なものとして親しまれているもの。 ・壁画や彫刻などを活用し、美しいまちの景観に寄与しているもの。 ・小規模ながら、まちかどにおいてやすらぎや楽しい雰囲気を与えているもの。
	都市美形成活動部門	<ul style="list-style-type: none"> ・美しいまちの景観をつくり、まもり、そだてる活動を自主的に行っている団体
	産業のまち部門	<ul style="list-style-type: none"> ・洗練された力強い外観デザインや、積極的な緑化等により産業都市尼崎の顔となる景観を形成しているもの。 ・開放感のある沿道緑化や敷地のデザイン等により、市民が親しみやすい魅力的な景観を形成しているもの。 ・歴史的な産業遺産を保全し、それを生かした景観形成を図っているもの。
選考方法	<p>選考は、応募のあったものの中から都市美アドバイザーチーム会議で1次選考を行い、尼崎市都市美審議会において現地視察の上、最終選考を行う。 合計で8件程度を選考するが、場合によっては表彰しない部門がある。</p>	

4. 発表等（予定）

発表	平成28年12月頃に文書で受賞者に通知するほか、「市報あまがさき」に掲載する。
表彰	平成29年2月頃に表彰式を行う。 建築物等の所有者には表彰状及び表彰銘板を授与し、設計者、施工者及び団体には表彰状を授与する。
啓発	表彰式会場においてこれまでの受賞作品のパネル展示を行うほか、都市美行政の歴史等をまとめたパンフレットの配布・閲覧を行う。

以上